

## 令和元年度 第9回頸城区地域協議会次第

日時：令和元年11月28日（木）  
午後6時30分から

場所：頸城コミュニティプラザ  
2階 203会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報 告 事 項

- 諮問事項「くびきの森公園の廃止」について（答申・通知） … 資料No.1・資料No.2
- 令和2年度 地域協議会委員改選について … 資料No.3・資料No.3（別紙）
- 令和元年度 冬期道路交通確保除雪計画について … 別冊
- 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について … 資料No.4

### 4 そ の 他

### 6 閉 会



資料No.1

令和元年10月28日

上越市長 村山 秀幸 様

頸城区地域協議会  
会長 井部 辰男

くびきの森公園の廃止について (答申)

令和元年10月24日付け上自第34884号で諮問のあった、諮問第84号；くびきの森公園の廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。



資料No.2

上自第36815号  
令和元年11月12日

頸城区地域協議会  
会長 井部 辰男 様

上越市長 村山 秀幸  
(自治・市民環境部自治・地域振興課)



くびきの森公園の廃止について (通知)

令和元年10月28日付けで答申のあった諮問第84号 くびきの森公園の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおりくびきの森公園を廃止することとし、令和元年上越市議会12月定例会に所要の条例案を提出します。

## 令和2年度 地域協議会委員改選について

## 1. 委員の任期

令和2年4月29日から令和6年4月28日まで

## 2. 委員の定数（案）

平成27年度に設けた人口を基礎とした全市統一の基準<sup>（※別紙参照）</sup>に基づき、委員の定数を次のとおり変更するための条例案を市議会12月定例会に提案します。

地域協議会	改選後	増減	地域協議会	改選後	増減
高田区地域協議会	20人		安塚区地域協議会	12人	
新道区地域協議会	14人		浦川原区地域協議会	12人	
金谷区地域協議会	16人		大島区地域協議会	12人	
春日区地域協議会	20人		牧区地域協議会	12人	
諏訪区地域協議会	12人		柿崎区地域協議会	14人	△2人
津有区地域協議会 <sup>※</sup>	12人	△2人	大潟区地域協議会 <sup>※</sup>	14人	△2人
三郷区地域協議会	12人		頸城区地域協議会 <sup>※</sup>	14人	△2人
和田区地域協議会	14人		吉川区地域協議会 <sup>※</sup>	12人	△2人
高士区地域協議会	12人		中郷区地域協議会	12人	
直江津区地域協議会	18人		板倉区地域協議会	14人	
有田区地域協議会	18人	+2人	清里区地域協議会	12人	
八千浦区地域協議会	12人		三和区地域協議会	14人	
保倉区地域協議会	12人		名立区地域協議会	12人	
北諏訪区地域協議会	12人				
谷浜・桑取区地域協議会	12人				
			合計	382人	△8人

・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。

## 3. 今後の主な予定

(令和2年)

※ 今後変更となる場合があります。

2月上旬 公募の告示

2月中旬から3月上旬 各地域協議会において活動報告会を開催

3月上旬から下旬 公募期間

4月26日 選任投票（定数超過の地域協議会のみ）

4月28日 現職の任期満了

4月29日 新委員の任期開始

5月 前半 任命書交付式及び全体研修会

5月 後半 委員改選後最初の地域協議会を開催

【参考】地域自治区ごとの人口

(ア)

(イ)

【単位：人】

地域自治区	令和元年 9月30日人口	委員定数 (R2改選)	平成27年 9月30日人口	委員定数 (現職)	人口増減 (ア)-(イ)
高田区	27,675	20	29,113	20	△1,438
新道区	9,161	14	9,305	14	△144
金谷区	13,950	16	14,481	16	△531
春日区	20,963	20	20,470	20	493
諏訪区	943	12	1,043	12	△100
津有区	4,772	12	4,998	*14	△226
三郷区	1,330	12	1,422	12	△92
和田区	5,953	14	5,766	14	187
高士区	1,419	12	1,502	12	△83
直江津区	18,294	18	18,873	18	△579
有田区	15,242	18	14,838	16	404
八千浦区	3,881	12	4,080	12	△199
保倉区	2,072	12	2,235	12	△163
北諏訪区	1,501	12	1,598	12	△97
谷浜・桑取区	1,517	12	1,709	12	△192
安塚区	2,223	12	2,601	12	△378
浦川原区	3,248	12	3,508	12	△260
大島区	1,453	12	1,711	12	△258
牧区	1,776	12	2,049	12	△273
柿崎区	9,369	14	10,157	16	△788
大瀨区	9,197	14	9,668	*16	△471
頸城区	9,151	14	9,454	*16	△303
吉川区	4,006	12	4,440	*14	△434
中郷区	3,603	12	4,025	12	△422
板倉区	6,621	14	7,114	14	△493
清里区	2,618	12	2,888	12	△270
三和区	5,460	14	5,836	14	△376
名立区	2,500	12	2,738	12	△238
合計	189,898	382	197,622	390	△7,724

・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。

・人口は、各日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

※本資料は、平成27年7月から9月に各地域協議会へ説明及び意見交換を行った際の資料のうち、委員定数に関する部分を抜粋したものです。

## 上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて（案）

平成25年度から2か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

(略)

## 2 見直しの内容

### (2) 委員定数基準の見直し

現在、13区と15区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

#### ①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口2,000人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して20人とする。(現行のまま)
- ・最少(12人)と最多(20人)の人数の範囲で、人口5,000人毎に均等に定員2人を割り振る。(変更点)

人口	新基準(案)	現15区基準	現13区基準	改正前自治法 の上限定数
2,000人未満	12人	12人	12人～14人	12人
2,000人以上 5,000人未満				14人
5,000人以上 10,000人未満	14人	16人	16人～18人	18人
10,000人以上 15,000人未満	16人	18人	18人	22人
15,000人以上 20,000人未満	18人		—	
20,000人以上	20人	20人	—	26人

## ②各区の定数

地域自治区名	人口	現行定数	改正案	現行との差
高田区	29,276人	20人	20人	
新道区	9,248人	16人	14人	△2人
金谷区	14,475人	18人	16人	△2人
春日区	20,376人	18人	20人	2人
諏訪区	1,050人	12人	12人	
津有区	4,991人	16人	12人	△4人
三郷区	1,405人	12人	12人	
和田区	5,744人	16人	14人	△2人
高士区	1,503人	12人	12人	
直江津区	18,890人	18人	18人	
有田区	14,804人	18人	16人	△2人
八千浦区	4,067人	12人	12人	
保倉区	2,229人	12人	12人	
北諏訪区	1,599人	12人	12人	
谷浜・桑取区	1,713人	12人	12人	
安塚区	2,653人	12人	12人	
浦川原区	3,549人	12人	12人	
大島区	1,733人	12人	12人	
牧区	2,097人	14人	12人	△2人
柿崎区	10,233人	18人	16人	△2人
大潟区	9,705人	18人	14人	△4人
頸城区	9,474人	18人	14人	△4人
吉川区	4,477人	16人	12人	△4人
中郷区	4,065人	14人	12人	△2人
板倉区	7,164人	16人	14人	△2人
清里区	2,900人	12人	12人	
三和区	5,867人	16人	14人	△2人
名立区	2,752人	14人	12人	△2人
合計	198,039人	416人	382人	△34人

※人口は、平成27年4月30日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。  
 ただし、正式な定数は、改選の前年の9月30日現在の住民基本台帳データを使用する。

## ③激変緩和措置（会長会議を受けた変更点）

基準の見直しにより定数が4人減となる区については、次の任期の間（平成28年4月29日～平成32年4月28日）のみ現行から2人減とする特例を認めます。

(略)

## 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
頸城区総合事務所

## 1 見直し方針について

## (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

## (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

## (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

## &lt;電話転送先&gt;

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

## (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。



※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |                               |
|-------------------------------|
| ① 防犯情報（不審者情報・事件情報）            |
| ② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）  |
| ③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問 |
| ④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）     |
| ⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）  |

#### (5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### (参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。